電子帳簿保存法の対策ならこちら! ClimberCloudのご紹介

EELLGROUP





電子帳簿保存法改正の概要

- ・もともとは「国税関係帳簿」「国税関係書類」を紙で保存することが原則でした。 これらを**電子データとして保存を認める特例として施行されたのが「電子帳簿保存法**」になります。 この時は、**様々なルールにのっとって**以下の図のそれぞれの分野ごとに申請ができました。
- ・今回2022年の電帳法改正により、「電子取引」に含まれる部分は、各企業の意向にかかわらず、 「原本の電子データを保存することが義務化」されることになってしまいました。

- **「原本の電子アーダを保存することが義務化**」されることになってしまいました。 - そのため、いままで紙で出力し保存されていた企業が、慌てて対応を始めているのが現状です。



課題(例)



電子帳簿保存法改正に伴い対応が必要

ClimberCloudで解決!

電子帳簿保存法の対象全てを保管することが可能に…!



認定証取得済み!

法的要件を満たしていると判断したものを認証するJIIMA法的要件認証を取得済み







令和2年改正法令基準

ClimberCloudの機能のご紹介



受領機能も別途

① 電子データ保管 (電子帳簿保存法対応)

電子データを電子帳簿保存法の保管要件に従って各種保存をすることが可能に。



2 ご利用イメージ図(ブラウザ登録例)

他ソリューション(例:会計システム、電子契約)と連携することで、一括登録や自動保管が可能に。



①保存対象コンテンツと ファイルを選択

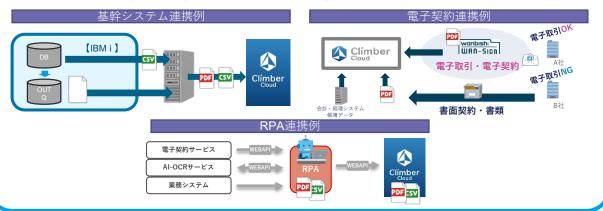


②内容確認しながらの 検索情報入力が可能

3 シームレスな連携

他ソリューション(例:会計システム、電子契約)とシームレスな連携をすることで、 一括登録や自動保管が可能に。

【連携例】RPA(WinActor)、電子契約(WAN-Sign)、ワークフロー(Kintone)、 AI-OCR(DX Suite)、基幹システム(IBMi)など…複数システム連携実績あり



4 Web請求(インボイス対応機能)

ご準備あり ClimberCloudに電子データを保存し、取引先企業へログインURLを発行することで、 取引先企業はゲストアカウントでClimberCloudへログインし、閲覧・ダウンロードが可能に。



ClimberCloudの機能のご紹介



⑤ IBM i との連携

